

議案第 15 号

おいらせ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年おいらせ町条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、引用条項等所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
おいらせ町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年おいらせ町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第５５条第１項」の次に「(法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第５５条第１項」に改め、同条第３号中「法第５５条第２項第１号」の次に「(法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第４号中「法第５５条第２項第２号」の次に「(法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第５５条第２項第２号」に改め、同条に次の１号を加える。

- (5) 法第５５条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１６条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第１条の見出し及び条名を削る。

附則第２条を削る。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。